

【令和4年6月～令和5年5月分児童手当の所得計算方法(参考)】

$$\text{所得額(令和3年中の所得額)} - \text{適用される控除額} - 8\text{万円(一律)} = \text{所得制限限度額・所得上限限度額と比較する所得額}$$

以下の該当する所得の合計額

・総所得金額(※1)
・退職所得金額(総合課税)
・山林所得金額
・土地等に係る事業所得等の金額
・長期譲渡所得の金額(分離課税)
・短期譲渡所得の金額(分離課税)
・先物取引に係る雑所得等の金額
・条約適用利子等の額
・条約適用配当等の額

以下の該当する控除額の合計額

・雑損控除額
・医療費控除額
・小規模共済等掛金控除額
・障害者控除(27万円)
特別障害者控除(40万円)
・ひとり親控除(35万円)
・寡婦控除(27万円)
・勤労学生控除(27万円)

児童手当法施行令に定める控除額

<p>※1 総所得金額</p> <p>給与所得(※2)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得(分離課税の土地・建物等以外の譲渡所得)の合計額です。</p> <p><u>なお、所得額の計算にあたり、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する場合は、当該給与所得控除後の金額及び公的年金控除後の金額から10万円を控除した金額を用います。</u></p> <p>※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額となりますのでご注意ください。</p>
--